

(2021年4月21日制定)

(2021年10月13日改正)

# T O R F 利益相反管理方針

株式会社QUICKベンチマークス

## 1. 目的

本方針は、TORF（東京ターム物リスク・フリー・レート）の金融指標としての健全性を担保するため、業務規程第20条に規定する利益相反管理態勢について、レポート・ブローカー、株式会社QUICKベンチマークス（以下「QBS」という）の役職員、その他TORFに関する業務を行う者に生じ得る利益相反関係を特定し、その管理方法を定めることを目的とする。

## 2. 定義等

本方針における利益相反関係とは、業務規程第20条第2項に定めるとおりであり、具体的には、レポート・ブローカー、QBSの役職員その他TORFに関係する者の利益とTORFの金融指標としての健全性を担保するための利益が競合・対立する関係とする。

### 【参考：業務規程第20条第2項】

- (1) 貸金契約やデリバティブ契約等でTORFが広く参照されていることを踏まえ、これらを取り扱う金融機関に所属する者がTORFの定義やレートの決定、TORFの運営、ガバナンスに関与することにより生じ得る利益相反
- (2) 情報提供者であるレポート・ブローカーに所属する者がTORFの定義やレートの決定、TORFの運営、ガバナンスに関与することにより生じ得る利益相反
- (3) 金融機関を顧客とするQUICKやQUICKの営業担当者が顧客の利益を図ろうとする責務と、QUICKの完全子会社であるQBSがTORFの定義に従って適切に算出・公表を行う責務とに関して生じる利益相反
- (4) 株式会社として利益を追求するというQBSの責務と、TORFの定義に従って適切に算出・公表を行う責務とに関して生じる利益相反
- (5) 株式会社として利益を追求するというQUICKの責務と、完全子会社であるQBSに対し定義に従ったTORFの適切な算出の遂行とTORFの金融指標としての健全性を担保させるという責務とに関して生じる利益相反
- (6) TORFの水準により、直接的・間接的に金融上の利益を得る者が、TORFのレート決定に関与することにより生じる利益相反

### 3. 対象者

本方針の対象者は次に掲げるとおりとする。

- (1) 金融機関の役職員
- (2) レポートイング・ブローカー
- (3) レポートイング・ブローカーの役職員
- (4) QBS
- (5) QBSの役職員
- (6) TORF監視委員会の委員
- (7) QBSからTORFの算出等の事務の委託を受けた事務代行会社および事務代行会社で当該業務に従事する役職員（算出等の事務を委託している場合）
- (8) QBSの親会社である株式会社QUICK（以下「QUICK」という）

### 4. 対象者に生じるまたは生じ得る利益相反関係

本方針の対象者に生じるまたは生じ得る利益相反関係は、例えば、次に掲げるとおりであるが、対象者は、次に掲げる事項に限らず、利益相反があらゆる状況で発生し得ることを理解し、適切に管理しなければならない。

#### (1) 金融機関の役職員

- 金融機関における職務として確保を求められる金融機関の利益と、定義に従ったTORFの適切な算出とTORFの運営に関する適切性の確認によりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務とが競合・対立する関係
- 金融機関における職務として顧客の利益を図るという責務と、定義に従ったTORFの適切な算出とTORFの運営に関する適切性の確認によりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務とが競合・対立する関係

#### (2) レポートイング・ブローカー

- 顧客の利益を図るというブローカーとしての責務とTORFの定義に従って適切にレート報告を行うことによりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係
- ブローカーのグループ会社の利益を図るという責務とTORFの定義に従って適切にレート報告を行うことによりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係

#### (3) レポートイング・ブローカーの役職員

- ブローカーにおける職務として顧客の利益を図るという責務と、TORFの定義に従って適切にレート報告を行うことによりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係
- 兼務先であるブローカーのグループ会社における職務として顧客または会社の利益を図るという責務と、TORFの定義に従って適切にレート報告を行うことに

よりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係

(4) QBS

○株式会社として利益を追求するというQBSの責務と、定義に従ったTORFの適切な算出とTORFの運営に関する適切性の確認によりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係

(5) QBSの役職員

○役職員が別途所属するなど関連のある金融機関やブローカー等における職務として当該金融機関・ブローカー等またはその顧客の利益を図るという責務と、TORFの運営に関する適切性の確認およびレポーティング・ブローカーがTORFの定義に従って適切にレート報告を行う責務の履行状況に係るモニタリング等を行うことによりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係

○役職員が別途所属するQUICKやQUICKの顧客の利益を図るという責務と、定義に従ったTORFの適切な算出とTORFの運営に関する適切性の確認によりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係

(6) TORF監視委員会の委員

○委員が自らの職務においてレポーティング・ブローカーとの委任契約等により負っている当該レポーティング・ブローカーの利益を図る等の責務（例えば、レポーティング・ブローカーの顧問弁護士等に就任して経済的利益を受けること）とTORFの運営に関する適切性の確認およびレポーティング・ブローカーがレート報告を行う責務の履行状況に係るモニタリング等を行うことによりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係

○委員が別途所属するQUICKやQUICKの顧客の利益を図るという責務と、TORFの運営に関する適切性の確認およびレポーティング・ブローカーがレート報告を行う責務の履行状況に係るモニタリング等を行うことによりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係

(7) QBSからTORFの算出等の事務の委託を受けた事務代行会社および事務代行会社で当該業務に従事する役職員（算出等の事務を委託している場合）

○事務代行会社自らの利益（例えば、TORFに関連して当該会社の業務遂行上の利益を得ること）とレポーティング・ブローカーからTORFに係る適切なレート報告を受け、公表レートを算出・公表することによりTORFの金融指標としての健全性を担保するという責務が競合・対立する関係

## (8) QUICK

○金融機関を顧客とする金融情報提供会社として顧客の利益を図るというQUICKの責務と、完全子会社であるQBSに対し定義に従ったTORFの適切な算出をさせ、TORFの運営に関する適切性の確認によりTORFの金融指標としての健全性を担保させるという責務が競合・対立する関係

○株式会社として利益を追求するというQUICKの責務と、完全子会社であるQBSに対し定義に従ったTORFの適切な算出をさせ、TORFの運営に関する適切性の確認によりTORFの金融指標としての健全性を担保させるという責務が競合・対立する関係

## 5. 利益相反管理方針

### (1) レポートिंग・ブローカーの役職員

QBSは、業務規程第20条第3項第10号にもとづき、レポートिंग・ブローカーによるレート報告の健全性を担保するため、行動規範を制定し、レポートिंग・ブローカーに社内態勢の整備を求め、QBSがその遵守状況の確認を行う。

レポートिंग・ブローカーは、QBSが定める行動規範に規定する「レート報告にかかる利益相反を管理するための態勢整備」を行い、TORFに関連する業務に従事する役職員に対し、その内容を周知するとともに、遵守させるものとする。

レポートिंग・ブローカーのレート報告責任者およびレート報告担当者が社内あるいはグループ会社において他に兼務している業務がある場合には、その兼務している業務、およびその兼務する業務がTORFを参照する金融商品に係るトレーディング業務である場合には講じられた内部検証態勢をQBS宛の届出に含めてQBSに報告させる。

### (2) QBS

QBSは、自社の金融取引のためTORFの金融指標としての健全性を妨げてはならない。QBSがTORFに係る金融取引を実施する場合には、その社内決定において、一定の役職員（TORF内部者情報を保有する可能性のある者および現に保有している者）を除外する。QBSは、当該金融取引を実施した場合にはTORF監視委員会に定期的に報告し、TORF監視委員会は必要に応じ取締役会に提言する。

### (3) QBSの役職員

QBSは、業務規程第20条第3項第1号および第2号にもとづき、社外取締役の選任に当たり、金融機関に所属する者およびレポートिंग・ブローカーやその同業他社に所属する者以外から選出する。また、取締役は就任に当たり、様式1に定める「利益相反に関する誓約書」をQBSに提出し、QBSは当該誓約書を公表する。

また、QBSは、業務規程第20条第3項第17号および第31条にもとづき、その役職員の報酬体系について、TORFの水準に連動させない等、TORFの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設

計・運用を確保するものとする。

QBSの役職員は、自らに生じ得る利益相反関係を理解し、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前にTORF監視委員会室長に申し出、その適切性について確認を得た場合を除く。

- ① 業務規程第20条第3項第14号および第29条第1項にもとづき、レポートイング・ブローカーを含む金融機関その他の第三者との間で、正当な理由なく個別レポートイング・ブローカーのレート報告内容を含むTORFの集計・算出・公表に関する非公表情報の情報交換をすること
- ② 業務規程第20条第3項第15号および第29条第2項にもとづき、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ること

#### (4) TORF監視委員会の委員

QBSは、業務規程第6条第3項、第20条第3項第1号および第2号にもとづき、TORF監視委員会の委員の選任に当たり、金融機関に所属する者およびレポートイング・ブローカーやその同業他社に所属する者を委員に選任しない。また、監視委員会の委員は就任に当たり、様式2に定める「利益相反に関する誓約書」をQBSに提出し、QBSは当該誓約書を公表する。

また、QBSは、業務規程第20条第3項第17号および第31条にもとづき、監視委員会の委員の報酬について、TORFの水準に連動させない等、TORFの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保するものとする。

TORF監視委員会の委員は、次に掲げる場合には、その旨をQBSに申し出るとともに、委員会における決議事項について当該利害関係のあるときは当該議決に加わらない。

- レポートイング・ブローカーの依頼を受けてTORFに関連する業務を受託する場合

また、監視委員会の委員は、業務規程第20条第3項第15号および第29条第2項に定めるところにより、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。

#### (5) QBSからTORFの算出等の事務の委託を受けた事務代行会社および事務代行会社で当該業務に従事する役職員（算出等の事務を委託している場合）

QBSは、業務規程第20条第3項第11号にもとづき、事務代行会社への委託事務の内容を集計・算出・公表に係る単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう配慮する。

また、事務代行会社は、委託事務の履行に際して、レポートイング・ブローカーから知得した情報（とりわけ、レポートイング・ブローカーから報告されたレート内容および算出された公表レートの内容等）を、委託事務に係る契約にもとづきQBSまたは他の情報提供会社に提供する場合を除き、公表時刻の前後にかかわらず、第三者

に漏洩または提供してはならない。

## (6) QUICK

QUICKは、TORFに係る金融取引を実行した場合にはQBSに報告する。QBSはその取引状況を年1回モニタリングし、必要に応じ公表する。

## 6. 利益相反管理状況のモニタリング等

監視委員会は、本方針の対象者における利益相反関係の管理状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて是正に向けた勧告を行う。

また、QBSは、業務規程第20条第3項第5号にもとづき、TORFの定義見直し等に当たり、監視委員会の確認を受ける。

## 7. 利益相反事項の公表

QBSは、業務規程第20条第3項第12号にもとづき、TORFの利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、監視委員会において、その開示の可否を検討し、開示の必要があると判断された場合には、取締役会の決定により公表する。

## 8. 情報管理

QBSは、業務規程第20条第3項第13号にもとづき、利益相反に関する情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底するため、執務室を他の関係する企業・組織から物理的に隔離された状態とし、当該執務室への入室を管理するなど、適切な情報管理措置を講じるものとする。当該執務室内で算出業務に用いる際の機器はQBSより支給された専用機器のみとし、IDやパスワードは厳重に管理するものとする。

また、QBSは、業務規程第20条第3項第13号にもとづき、関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続の策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うものとする。

## 9. 内部通報態勢の整備

QBSは、業務規程第20条第3項第16号および第24条第1項にもとづき、内部監査室において、TORFに関する不正操作や不正行為の早期発見のため、QBSの職員、事務委託先およびその職員、レポーティング・ブローカーの職員等からの通報・相談を受け付けるヘルプライン窓口を設置する。

## 10. 監査

QBSは、業務規程第22条第1項にもとづき、TORFの算出・公表の実施状況、業務規程で定める態勢整備の状況、および定義や算出方法の見直しを含む運営態勢の見直し状況等について、原則年1回、内部監査および外部監査を実施する。

また、QBSは、業務規程第22条第3項および第4項にもとづき、当該監査結果について、監視委員会に報告したうえで、取締役会に報告し、当該監査の実施状況等について、その概要を公表する。

#### 11. 定期的な見直しおよび改正

本方針に定める利益相反管理態勢については、定期的に見直しを行うこととし、必要に応じて本指針を改正する。本方針の改正は、監視委員会でその必要性等を検討し、取締役会において改正する。

(附則)

##### 1. 実施日

本方針は、2021年4月26日から実施する。

##### 2. 改正

2021年10月13日

令和 年 月 日

株式会社QUICKベンチマークス 御中

氏名\_\_\_\_\_

### 利益相反に関する誓約書

私は、株式会社QUICKベンチマークス（以下「貴社」といいます。）の取締役としての職務に従事するに当たり、下記事項を確認のうえ、署名いたします。

#### 記

1. 私は、QUICKベンチマークスの取締役として職務に従事するに当たり、以下の項目のチェック事項を除き、いかなる利益相反関係も有していないことを表明するとともに、その状況に変更（新たな利益相反の可能性が生じた場合を含む。）が生じた場合には、遅滞なく取締役会に報告することを誓約します。

私はレポーティング・ブローカー\_\_\_\_\_の役職員である。

私はレポーティング・ブローカー\_\_\_\_\_からTORFに関連する業務で報酬を受け取る等の直接的な関係を有している。

私は弁護士であり、日本弁護士連合会の定める「弁護士職務基本規程」に従うことを条件として、職務上、レポーティング・ブローカーから弁護士報酬を受け取る可能性がある。

私は公認会計士であり、日本公認会計士協会の定める「倫理規則」および「利益相反に関する指針」に従うことを条件として、職務上、レポーティング・ブローカーから会計監査に関する報酬を受け取る可能性がある。

私は貴社の完全親会社である株式会社QUICK（以下「QUIC



K」といいます。)と雇用契約を締結しており、職務上、QUICKにおける職務として、QUICKやQUICKの顧客の利益を図るという責務を負う可能性がある。

□ \_\_\_\_\_

2. 私は、取締役会の決議において特別の利害関係を有する場合には、取締役会規程第7条②に従い、当該決議について、議決権を有しないことを承知いたします。
3. 私は、本誓約書の内容について、取締役会または監視委員会がその正確性を調査する権利を有していることを承知いたします。

以上

令和 年 月 日

株式会社QUICKベンチマークス 御中

氏名\_\_\_\_\_

### 利益相反に関する誓約書

私は、株式会社QUICKベンチマークス（以下、「貴社」といいます。）のTORF監視委員会（以下、「監視委員会」といいます。）の委員（以下、「監視委員会委員」といいます。）としての職務に従事するに当たり、下記事項を確認のうえ、署名いたします。

#### 記

1. 私は、監視委員会委員として職務に従事するに当たり、以下の項目のチェック事項を除き、いかなる利益相反関係も有していないことを表明するとともに、その状況に変更（新たな利益相反の可能性が生じた場合を含む。）が生じた場合には、遅滞なく監視委員会に報告することを誓約します。

私はレポーティング・ブローカー\_\_\_\_\_からTORFに関連する業務で報酬を受け取る等の直接的な関係を有している。

私は弁護士であり、日本弁護士連合会の定める「弁護士職務基本規程」に従うことを条件として、職務上、レポーティング・ブローカーから弁護士報酬を受け取る可能性がある。

私は公認会計士であり、日本公認会計士協会の定める「倫理規則」および「利益相反に関する指針」に従うことを条件として、職務上、レポーティング・ブローカーから会計監査に関する報酬を受け取る可能性がある。

私は貴社の完全親会社である株式会社QUICK（以下「QUICK」といいます。）と雇用契約を締結しており、職務上、QUICKにおけ

る職務として、QUICKやQUICKの顧客の利益を図るという責務を負う可能性がある。

2. 私は、TORF 監視委員会の決議において特別の利害関係を有する場合には、業務規程第6条第3項および監視委員会規程第6条第2項に従い、当該決議について、議決権を有しないことを承知しています。
3. 私は、本誓約書の内容について、取締役会または監視委員会がその正確性を調査する権利を有していることを承知しています。

以上